

高知県防災会議及び高知県防災会議幹事会傍聴要領

1. 高知県防災会議及び高知県防災会議幹事会の審議の公開にかかる一般傍聴席は、5席以上24席以下とし、会場の広さ等を勘案のうえ、危機管理・防災課長が決定します。
会議ごとの一般傍聴席数は、「審議会等の公開に関する指針の運用方針」で定める「会議開催のお知らせ」にその都度明記します。
2. 傍聴者は、係員の指示に従い審議の開始後は静粛を保つように努めてください。
3. 傍聴者は、会議において発言することはできません。また、会議における発言に対し、賛否を表明したり、拍手をしたりすることはできません。
4. 会議中は、会長の事前の許可無く写真撮影やビデオカメラ、テープレコーダー等による録音・録画等はできません。
5. 傍聴者は、上記2から4のほか、審議の円滑な運営を妨げる言動・行為を行ってはけません。審議を妨げる言動・行為を行う者があるときは、議長がその者に退出を命ずることがあります。
傍聴者が、規定違反を繰り返した場合は、次回以降の会議の傍聴をお断りすることがあります。
6. 資料がある場合は、傍聴者にも同様の資料を配付します。ただし、個人情報が含まれる等議長が交付することが適当ではないと判断する資料については、資料の一部または全部を公開しないことがあります。

附 則

この要領は平成21年5月7日から施行します。

附 則

この要領は令和元年10月1日から施行します。